

Title	プラトンとシケリア史の資料
Sub Title	
Author	青木, 巍(Aoki, Iwao)
Publisher	三田史学会
Publication year	1937
Jtitle	史学 Vol.16, No.1 (1937. 4) ,p.111- 131
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19370400-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

プラトンとシケリア史の資料

青木 嶽

一

・プラトンとシケリアとの近密な接觸はよく語られる所であるが、最近の史家は別とし、從來は一般に人は紀元前四世紀のシケリアに於ける革命にプラトンが如何に重大な役割を演じてゐるかに就て、更に又、如何なる意味に於てそれが行はれたかに就て、認識不足の傾向があるやうであるし、他面、それを確認せる人も、プラトンと古代のシケリア史家乃至傳記家との脈絡を辿る仕事を省略してゐるやうである。筆者は以下の拙論に於て斯かる點を幾分でも明確にし度いと希ふのである。

で、先づ最初に、如何にプラトンが古代のシケリア史の編纂家達若くは彼等を通じた傳記家達の典據に用ひられたかを明かにする事に、吾人の中心的目標を置いて進んで往かうと考へる。端的に言へば、プラトンの書簡集として傳はるものとプルタルコス及びタウロメニオンのティマイオスを通じてのプルタルコス並にコルネリウス・ネポスとの系統を確立する事を以て、本論の當面の且つ中心的と成るべき

企てとして出發し度いのである。

従つて、先づプラトンの書簡集なるものに就て、特にその所謂眞偽性の問題に就て、略述するは物の順序として當然な事であらう。極く最近に於ては、凡そプラトン研究者にして彼の書簡として傳はるもののが、その全部をではなくとも少くとも十中八九迄、彼の眞作なる事を疑ふ人はないであらう。が、是は最近代の傾向であつて、それ迄はその眞作性は殆んど全面的に拒否されてゐたと云つてよい。然も、誠に歴史の『周流』は面白く、比較的近代に至る迄は、それらの書簡は何の躊躇も疑惑もなく彼自身の作として迎へられ、且つ利用されてゐたのである。

今日傳はるプラトンの書簡集なるものはその數十三篇であるが、その數と内容は紀元一世紀のトランウロスが彼の著作として認めたものと一致してゐる。更に、その數と内容を措いて間はなければ、紀元前三世紀の中葉、即ちプラトンの死後約一世紀の後に生れたアレクサンドリア圖書館の館長たりしアリストファネス迄遡る事が出来る。是はディオゲネス・ラエルティオス (III, 62) の傳ふる所であつて、アリストファネスもその一人として、或る人々はプラトンの著作を各々三篇より成る五つの集團に分類し、最後のものにクリトン篇・アイドン篇と共に書簡集を入れた、と云はれてゐる。その引用の最も古き例を求めるならば、紀元前一世紀前半のかのキケロであつて、彼は第七と第九の書簡を紛れもなきプラトンのものとして引用してゐる。特に、前者に就ては『ディオンの縁者へ宛てたプラトンの立派な書

簡が有る』Est praecara epistola Platonis ad Dionis propinguos (Tusc. Disp., V, 35, 100)と確言して、その一句を文字通り譯出してゐる程である。其の後紀元後百年の頃になつても、それらの書簡集はかなり利用されて居り、フルタルコスは、特にかの「ディオン傳」を著述するに際し、時には殆んど文字通りに引用してゐるのであつて、それらを利用する事甚だ大なるものがある。その後の歴史家、文典家、修辭學者に、例へばハリカルナッソスのディオニウシオス、アリストイデス、ストバイオス、アテナイオス等々に、或はかのアレクサンドリアのクレメスやオリゲネス其他の所謂教父達に、斯かる引例を求めるならば、指摘の煩に耐えない程頻繁である。四百十年に生れたプロクロスは、オリウムピオドロスの「プラトン哲學序説」(26)にそれらの書簡を『その論述の單純なるに依り』*διὰ τὸ ἀπλόνων τῆς φράσεως*全的に拒否したと傳へられてゐるが、而して是が古代に於ける斯かる唯一の例であるが、然も、彼はそのティマイオス篇の註釋 (e. g. 328C in Tim., 19E) に於てはそれらをプラトンの眞作として引用してゐるのみならず、彼は疑ふべからざる國家篇や法律篇をも偽作として拒否した人物なのである。言ふ迄もなく、古代には文献的並に歴史的批判なるものは稀薄であつたから、如上の引用や言及は必ずしも常に絶大の迫力を有つものと見做され得ない。(cf. R. Adam, Ueber die Echtheit d. Plat. Briefe, 1906, §. 4)併し、それらが所謂 tradition に於ける證左として或る程度の價値を有する事も否定出来ないと想ふ。特に、偽作論の根據となる内在的難點が芟除された暁には、それらは寧ろ極めて力強いものとなつ

て来るであらう。

所が、近代に入るや、批判的歴史的方法の發達と共に事情は殆んど逆轉し、かのフィキヌスが十五世紀に第十三の書簡を疑作と見做して以來、書簡集に對する全般的懷疑が勃然として興り、十八世紀の秀れたプラトン學者 W. G. Tennemann (System der Platonischen Philosophie, 1792, I, S, 106 ff.) などの脆弱な反撃を壓倒して、それは古めハラトノ學者 G. A. Ast (Platons Leben und Schriften, 1816, S. 504 ff.) などに繼承された後、千八百六十四年に學位論文として提出された Hermann Karsten の「所謂プラトンの書簡なるものの批判的研究」Commentatio critica de Platonis quae ferentur epistolis に於て、その頂點に達した觀がある。而して、書簡集をば偽作として全面的に拒否せんとする態度は、十九世紀の後半に於て G. Grote (Plato and the other companions of Socrates. 1885, e. g. p. 220 ff.) などの少數の學者を除く E. Zeller (Die Philosophie der Griechen, 1922. II, I, S. 483) に依つて代表されたやうに、プラトン研究者の正統的見解になつたのである。

然るに、前述の如く、最近に於ては、過去約三十年間の一般的傾向は再び古代に復歸したのであつて、プラトンの書簡集なるものを殆んど全面的に真作として確認しやうとしたると言くる。此の再確認は種々なる方面的歸結である事は勿論であるが、大體に於てその論據となる所は、前掲のカルシテンの論文を見ても大體に於て以下の三點にその論難を集中してゐるに止つてよると思ふが、言語學的研究と思

想的內容と史的傳統との關聯の[[1]]に歸るを得ぬ。言語學的研究に於ては、かの Campbell, Dittenberger, Schanz, Lutoslawski, Ritter など の文體 Stylometrik 和へる Sprachstatistik の研究の結果、 ハーメン類説の母也頗る之の母也頗る於ける用語及び文體上の特徴を略々的確に証抉るべく、而して C. Ritter (Untersuchungen über Platon, 1888, S. 105 ff.; Neue Untersuchungen über Platon 1909, S. 327 ff.) R. Adam (Echtheit der Platonischen Briefe 1906; Über die Platonischen Briefe, Archiv für Gesch. d. Philos., 1909 S. 29 ff.) H. Raeder (Über die Echtheit d. Plat. Briefe, Rhein. Mus., 1906, S. 427 ff., 511ff.) R. Hackforth (The authorship of the Platonic epistles, 1913) Wilamowitz-Moellendorff (Platon, 1919, II, S. 278 ff.) J. Harward (The Platonic epistles, 1932, p. 86 ff.) 等々の優れた研究に依り、や の殆ど全部が晩年に書かれた書簡とソパベヌス篇よりヘヤイ篇に附る回じく晩年に屬する類説篇とが、以上の點に於て著しい類似を示す事が實證された。A. Diès (Autour de Platon, 1927, II, p. 269) は『カルシテンは穿ち過れた修辭法、贅文、誤れる句切り、用語の不當なものを以て第七書簡を非難してゐるが、斯かる缺點は、此の書簡と老年期の類説篇との間の近時立證されたスタイル的類似性を極めて顯著ならしめてゐるに外ならない。カルシテンが曖昧な點とが矛盾せしとして非難せるやの多くは、彼よりや今少し落着いて熟讀する人にとっては雲散霧消して終ふであらう。』と述べてゐるが、何人も今日ではこのフランス流に卓越したプラトン學者に同意しなければならぬ。更に思想的內容より見

トモ、例へば A. E. Taylor (e. g. The analysis of *ἐπιστρῆμη* in Plato's seventh epistle, Mind 1912, p. 347 ff.) なるの論證あるべし、書簡に限られたそれをハーバーの晩年[1]十年間にわたる[2]ものである。更に、史的傳統に關する會の F. Susemihl (Gesch. d. griech. Literatur in der Alexanderzeit, 1892, II, S. 584) は『現實の歴史的關聯を勝手に曲げてゐる』として第七及び第八の書簡を拒否したのであるが、今日では史的傳統と書簡との矛盾は、後にも論ずるやうに、書簡の偽作性の證據と見做され、却つて史的傳統の不正確性のそれと考へられるやうになつたのである。偉大な古代史家 E. Meyer (Geschichte des Altertums, 1902, V, S. 502) の如れば、古代のシケリア史家の主要資料が書簡そのものであつたのに、近代人は『極めてナイヴにも』それら資料の確證を却つてその史家に求めてゐる、と嗤つてゐる。冒頭にも述べたやうに、此の最後の點は本論の歸着點でもある。筆者は數多くの卓拔な先人達の業績に今更ら何物かを補足せんと企てるが如れ已れを知らざる野望を抱く者ではないが、唯々如上の點を少しだより明瞭ならしめると云ふ謙遜な希望は放棄出來ないのである。

兎も角、以上の如く、凡の角度よりして今日では書簡集は全體としてプラトン自身の筆になる事を承認されてゐるし、又、確認されるを得ないのである。斯くして、筆者の任務は二面的と云ふべく、一面に於ては、書簡集の眞作性を既定事實として前提しながら、それらと古代のシケリア史家乃至傳記家との關係を明確に規定せんとする事に有ると云はねばならないが、他面に於ては、其の關聯を確定す

る事に依つて結局それら書簡の眞作性を裏書する事になると共に、プラトン自らが其書簡に語るが如く、四世紀のシケリア革命に於ける彼の重大なる役割に注意を喚起する事にもなるのである。

II

上にも引用した E. Meyer (op. cit., 1901, III, S. 287) は、プラトンの書簡集をば『唯々單にシケリア史の知識にとつてのみならず、ギリシャの全體的發展の理解にとつても、比類なく貴重な價値を有つた文献』であると迄稱揚してゐるが、問題は其の評價の根據であり、他の古代の史家の手になつたドキウメントとの關聯如何である。無論、マイヤ自身は既述の如くそれらの書簡を以て當時の歴史の Hauptquelle とし、特にそれがプルタルコスの曲據となつたと推斷してゐるのであるが、その系統を辿る仕事は之を省略してゐる。加之、彼は其他の古代のシケリア史家のうち、遺された散佚的斷片の形態に於てではなく、兎も角纏まれる記述として、プラトン自らが參與し且つその書簡に顛末を語つてゐるシケリア史に關して吾人に知識を供給して呉れるネポスとディオドロスに就ては、彼等に於ては書簡は利用されてゐないと斷じてゐる。(op. cit., V, S. 502) 筆者は問題の出發點を此處に求め度いのであつて、ディオドロスは便宜上措いて問はないで、主としてネポスに就て、果して彼に於て斯かる利用——縱しそれが間接的であれ、——の痕跡が絶無であるか否かを検討しやうと思ふ。

併し、論議の進行上、マイヤの如き權威に依つて確認されてゐるプルタルコスの書簡利用を先づ初めに問題とするのが便宜でもあり妥當でもあると思惟される。先にも述べたやうに、彼は單にプルタルコスが利用した事實を推斷するのみであつて、恐らくは無論斯かる歴史書に於て敍述の徒らな繁雜を避けねばならないからであらうが、その事實の立證の示唆をも與へてゐない。従つて、筆者は此處に本論の手懸りを求めて往々度いと考へる。

前節に指摘したやうに、以上三史家のうちの只一人としてプルタルコスのみは書簡集を直接に利用した事を明示してゐる。先づ、彼は「ディオントブルウツスの比較」(III, 5)に於て、『而して、此點はプラトンの諸書簡に依つて明白にされてゐる。』との紛れもない言辭を以て、書簡が一括的に利用された事を言明してゐる。其他、第七書簡は「ディオン」傳の IV, 2; XI, 2; XVIII, 3; XX, 2; LIV, 1 に於て、又、「ディオントブルウツスの比較」の IV, 4 に於て、『プラトン自らの書けるが如く』とか、『プラトンの語るが如く』とか、『尤も、プラトン自身の語る所は以上と全くは一致しない』などの言葉を以て明白に引用されてゐる。其外の引用されてゐる書簡は第四と第十三のそれであるが、前者は同傳の VIII, 3; LII, 3 に於て、後者は XXI, 1; 2 に於て參照されて居り、然も、『プラトンは彼(ディオン)に書送つた *εγράψε*』とか、『プラトンは僭主に手紙を書送つてゐる *γράφει ἐπιστολὴν*』とか、より的確な用語で引用されてゐるのである。

然し、若しブルタルコスの書簡利用が以上の如き單に外的な形式的引用に留まるものならば、吾人は唯々彼が引用してゐるのみふぶくであり、彼の書簡利用に就いて大なる意義を認め得ないであらう。事實はそうではなく、彼はその紀元前四世紀のシケリア革命の敍述に當つて、内容的にも該書簡集が、相當活用してゐると斷定されざるを得ないのである。プラトンが始めてシウラクサイへ往つたのは、『僭主政治の將來に於ける崩壊を計畫しつゝあつた或る神の仕業』であるとされてゐる(IV, 2)のは、明かに第七書簡(326 Eff.)の借用句でもあり、プラトンの渡航の廳て招來すべき結果に對する同じ豫覺でもある。ディオンが僭主ディオニウシオスの側近者達に敵意や憎惡を抱かれるに至つた『最も強い且つ最も明白な根據』*ρανερώταται δὲ καὶ μέγισται τῶν αἰτιῶν*として『生れ方の相異』が指摘されてゐる(VII, 2; cf. LII, 4)のせ、プラトンの點示(Epist. VII, 327A)に基くよりはへない。ディオンの性格中に一種の『嚴酷性』乃至『重厚性』があつたと推寫られてゐる(VIII, 2; XXXII, 3)のも、プラトン(Epist. IV, 321 B)より來てゐると考へられ得る。ディオニウシオス一世の猜疑に充ちた性格とその結果としての後繼者たるディオニウシオス一世の教育の看過(IX, 1 ff.)は、少くともプラトン(Epist. VII, 332 Cff.)の敍述と軌を一にしてゐる。ディオンがディオニウシオスに先づ自ら何よりも生活様式を變へ、有徳の君子となるやう努力すべく必要を勧説してゐる(X, 1)のは、明かにプラトン(Epist. VII, 331 Dff.)に由來してゐるし、彼がプラトンの訪問に依つて、兎も角ディオニウシオスが僭主として暴

君政治を放棄すべき事を期待したと云ふのも (XII, 1)、第七書簡 (327 Eff.) の記述と一致してゐる。特に、「ディオン傳」第十四節の冒頭は第七書簡 333 Dff. の殆んど文字通りの反復であると云つても過言ではないであらう。又、ディオン追放後のディオニウシオスのプラトンに對する態度に就ても (XVI, 1)、プラトンの歸國に關する情景に就ても (*Ibid.* 3)、*Epist.* VII. 330A; 338A と殆んど同一用語の記述が行はれてゐる。且つ、それは第三書簡 318D をも曲據としたと見られる痕跡がある。「ディオン傳」XVIII に於けるプラトンの再度目のシケリア訪問に關する記事を讀む人は、直ちに第七書簡 338C-339 D のそれを念頭に浮べざるを得ないであらう。ディオニウシオスがその約束に背いてディオンの財産を勝手に處分してその金を横領した上、プラトンを危險な外人部隊の間に棲はしめ、而して後プラトンはタラスのアルキウテスに救ひ出されて歸國した、との記事 (XIX, 5ff.) は、第七書簡 347E; 350A の記述以外の何處からも出たものではないであらう。更に、プラトンがディオニウシオスとの兎も角も交誼からして、且つはその老年の故に、ディオンの遠征の參加を肯んじなかつたと語られてゐる (XXII, 1) のも、明かにプラトン自身の言葉 (*Epist.* VII, 350C) の引用である。最後に、ディオンが民衆に歓迎されなかつた理由として、彼が『恰も醫者の如く、その市部を嚴格にして節度ある攝生法に服せしめんと欲した』 (XXXVII. 4) 事が指摘されてゐるのは、第七書簡 (330D) の巧妙な利用に外ならない。

然し、以上の外に尙ほ精密な検討が指摘しえき幾多の以上の如き個別的な諸點に關する記述に於け

る、プラトンの書簡集利用の疑ふべからざる痕跡よりも、更に重要視さるべきは、プルタルコスの該革命に於ける根本的動機並に中心人物に對する全般的觀察である。プルタルコスが該革命を單なる政爭的な性質のものとしないで、更に深くその根本動機をプラトン及びディオンの哲學的な政治的理想と、ディオニウシオス及びパイリーストス一派の現實主義的保守主義との葛藤に求めんとしてゐる態度は、プラトンを除いて外にその根源を求め得られないものであつた。又、彼のディオン及びディオニウシオスの性格描寫も、後者を典型的な僭主とし、前者を少くとも立憲君主主義者とし、或は、それが不可能であつたとして所謂自由民權の擁護者乃至闘士として描ける態度も、プラトン的とより外には形容され得ないであらう。

尤も、プラトンの書簡集とプルタルコスの記述とは全的に一致してゐるのではなく、寧ろ、それらは重大な意義を有つものとは云へないが、所々齟齬する記述が看過され得ないのである。『尤も、プラトン自らの語る所は以上と全くは一致しない』*οὐ μέντοι τὰ Πλάτωνος αὐτοῦ Πάντα τούτοις συμφένει.* とのプルタルコスの言明は既に參照されたが、典據よりの斯かる意識的な離脱は別として、例へばプルタルコス(XVIII, 1)に於ては、ディオニウシオスがプラトンの三度目のシケリア訪問前にディオンの財産収益の送金を禁止したとされてゐるに對し、プラトン(Epist. VII, 345C; cf. III, 318A)は彼の訪問直後に禁止されたと傳へてゐる。或は、プルタルコス(XXI, 2)の傳ふる所に依れば、プラトンはディオニウ

シオスに彼がディオンと『かの問題に就て』——プルタルコスに依ればディオンの亡命中にその妻を他に再婚せしめんとする問題——談合したと書送つたと云ふが、プラトン (Epist. XIII, 362E) は事實『が、貴下が彼に語る事を許さなかつたかの問題に就ては、私は彼に言及も論議もしなかつた、云々』と、ディオニウシオスに書送つてゐるのである。斯かる鎮細な齟齬や、其他の綿密な比較に依つて發見され得べや幾許かの相異點は、併し、全體としての議論に重大な影響を有たざるのみならず、何れもプルタルコスの不注意若くは不正確な記憶と云ふ事に依つても解明され得ると信せられる。寧ろ、逆に是等は彼の書簡利用の證左としても利用され得るであらう。プラトンの記述とプルタルコスのそれとの撞着のうちその最も重大なのは、プラトン (Epist. VIII, 355E) が恰もディオンの子供が父の死後に尙ほ生残してゐるもののが如くに述べてゐるに對し、フルタルコス (LV, 2) に於ては彼がその横死以前に自殺したと傳へられてゐる事實である。是に就ては近時諸家の間に種々なる議論が行はれ來つたのであつて、或者 (e. g. O. Apelt, Platons Briefe, 1921, S. 128) はプルタルコスの報導を誤報若くは捏造と見做し、或者者 (e. g. U. v. Wilamowitz-Moellendorff, Platon, 1920, II, S. 301) はディオンにほその死後に生れたと傳へられる子供以外に尙ほ一人の子供があつたと假定し、或者 (e. g. C. Ritter, Neue Untersuchungen über Platon, 1901, S. 405) はプラトンがそのディオンの子供の死を知らなかつたと推定するのである。が、その枝葉に亘る論議は此際不必要であるから省略するが、以上の二つの見解のうち第一のものが最

も妥當と説はれるを得ない。(cf. F. Egermann, Die Platonischen Briefe VII und VIII, 1928, S. 51)

斯くて、筆者は大體以上の検討に依つて、プルタルコスの直接的資料としてのプラトンの書簡集なる命題を確立したと考へる。併し、プラトンの書簡集を以上指摘し來つたやうに利用したプルタルコスが、假令それが誤報であれ捏造であれ、上述の如き抒情を招來してゐるのは、畢竟彼がプラトン以外の史料にも頼る事が多かつた爲に、意識的に或は無意識的に、斯かる結果を生ぜしめたのであるから、吾人は次いでプルタルコスの著作の他の資料の問題へ移るのが當然であらう。が、筆者は論議の便宜上、その問題へ入る前にコルネリウス・ネポスの傳ふる所を一瞥し度いと考へる。

III

コルネリウス・ネポスの「ディオン傳」は、その敍述及び見地に於て、プルタルコスのそれと顯著な類似を示してゐる。何よりも先づ、彼も(III, 3)プルタルコスと同様、ディオン及びプラトンの哲學的理想主義と、ディオニウシオス二世及び『その僭主のみならず同様に僭主一般を擁護した人物』*hominem amicum non magis tyranno quam tyrannis* (III, 2)と言はれる史家パイリストスの反動的保守主義との葛藤を以て、かの四世紀の革命の根柢と見做してゐると云へる。其の他の細目に亘る記述の一一致を枚舉すれば、大體次の如きを指摘する事が出来るであらう。ディオンに對するディオニウシオス一世の絶大

なる信任 (I, 3)、ディオンの要望に基くプラトンの招聘と、プラトンが奴隸に賣られたと云はれるその結末、並にディオンの懇願に依るプラトン再度のシケリア訪問 (II, 2—3; III, 1)、ディオニウシオス一世の毒殺 (II, 4—5)、上述のピリストスのプラトンに對する『翻譯』*ἀντίταργα* (Plut., Dion, XI, 2) としての招還 (III, 2)、プラトン再度の訪問に於ける當初の成功とそれに對するピリストス一派の敵意 (III, 3)、ディオン追放の模様 (IV, 1 ff.)、ディオンの妻アレテの強制的再婚と彼の心を痛めたその子供の自殺 (IV, 3, 5; VI, 3)、ディオンのシウラクサイ攻略の企畫が最初は無暴視されて加盟者の殆んど皆無であつたとの事 (V, 2)、ディオンの成功が僭主政治に對する人心の離叛に基いたとの觀察 (V, 3)、——『是に依つて、如何なる統治もその人民の好意に援護されなければ安泰ではない事が理解べべべ』Ex quo intelligi potest nullum esse imperium tutum nisi benevolentia munatum. とはネポスの評註である。——ディオンの攻略に際しディオニウシオスが國を外にイタリアに出掛けてゐたとの消息 (V, 4)、クラクレイデスとディオンの關係並に後者の計畫に依る暗殺 (VI, 3 ff.)、その暗殺がシウラクサイの人心に與へたテロリズム的影響 (VII, 1)、カリッポス——但し、ネポスはカリクラテスと稱んでゐる。——に依るディオン暗殺の陰謀とその遂行に關する詳細な經過 (VIII, 1 ff.)、等々。

斯く、吾人は殆んど各夏毎の驚くべき符合に眼を瞠らざるを得ない程である。所で、フルタルコスは紀元第一世紀の後半の人物であり、ネポスは紀元前百九年に生れたアティックスと略々時代を同じくし

てゐると書はれてゐる。(cf. Schanz-Hosius, Geschichte der römischen Literatur, 1927, I, S. 352) すれば、以上の如き記述の合致より見て、吾人はプルタルコスがネポスを利用したと見るか、或は彼等兩人の資料が、少くともその一部が、或る共通的なものであつたと推斷するかしなければならないであらう。然るに、前者は『ラテン語に熟達せず、又、彼の全著述中に於てローマ文學に觸れたのはホラティウスの一句に過ぎないと云はれてゐる』(田中、井上共著、希臘文學史、三五五頁)のみならず、彼が假りにネポスを讀んでゐたものとせんに、其の場合、何故彼が他の利用せる史家の名を擧げたと同様に、彼を指名的に參照してゐないか、理解に苦むのである。更に、尤も此の點に就ては後にも論ずるが、是等兩者の間に存する幾許かの敍述の扞格も、或る意味に於て斯かる系統推定の不可能を暗示してゐるとも解かれ得るであらう。

斯くて、彼等は彼等が一致せる記述を行へる限り、同じ一つの共通的資料を利用したものと——但し、ネポスに於ては斯かる資料が間接に使用されたとの疑惑が成立する可能性があるやうであるが (cf. Nepos, Epaminondas, IV, 6) ——斷定して差支へないものと想はれる。而して、此の共通的資料と想定されるものが、プラトンの書簡集と一般に相通するものがある事は、プルタルコスとの關聯より見て明白であるが、併し、吾人はプルタルコスに於て該書簡集以外の資料を確認したやうに、ネポスの、間接的であれ直接的であれ、依據したものも該書簡集以外のものであると推定せざるを得ない。此の事はネ

ボスがプラトンの再度に亘るシケリア訪問の事を記述しながら、一度も彼の直接的引用を行つてゐない事に依つても知られるが、更に重きをなすその證左として、筆者は彼が (VII, 1 ff.) 該書簡を知悉したプルタルコスと異り、ヘラクレイデス暗殺後のディオンの振舞を甚だしく没義的な暴戾極まる暴君的なものとして描寫してゐる點を指摘し度いのである。では、そのプラトンの書簡集以外の共通的と謂はれる資料が何であつたかの問題へ轉ずるのであるが、一言ネポスとプルタルコスの齟齬せる諸點に觸れて置き度い。

その一例は今上に述べられたが、人は斯かる相背馳する敍述を尙ほ外に求め得るであらう。例へば、ディオンがディオニウシオス一世の死に際して、彼の甥に當るディオニウシオス二世の異母弟達の爲に王國の分割を乞はんとした事を以て、彼等の『抗争の發端』 *initium similitatis* としてゐる點 (III, 1)、ディオンが同じく追放されて亡命の旅に上つてゐたヘラクレイデスと、始めより協同的にシウラクサイ攻略の準備をしたとの記事 (V, 1)、ディオンの暗殺後『民心が不思議な程 mirabiliter 一變し』、生前彼を暴君と稱んだ者が今や彼を彼等の解放者と叫んだとの報道 (X, 2)、等が列舉され得るであらう。儲て、人は斯くの如き相抵觸する例を以て、以上に述べたるが如き或る共通的な資料存在の否定的理據としてはならないのであつて、唯々人は是等を以て一般に認めらるるが如れ (cf. Schanz-Hosius, op. cit., S. 358) ポルネリウス・ネポスその人の史家としての不正確な態度の證左の一つとするか、或は、寧ろ、

彼が上述の如き或る共通的な資料を利用するに際して、プルタルコスの加へたるが如き批判的選擇を行はなかつた結果と見做すか、若くは、彼が上述の如き共通的資料以外の、その傾向に於てそれと相反する、何らかの資料をも合せ根據とした結果であると見做し得るのみであらう。

四

斯くて、今やプルタルコスとネポスが共通的に採用せる資料が何であるかを明白にすべき時となつたが、筆者をして端的に言はしめるならば、それはかのタウロメニオンのティマイオス以外の何者でもあり得ないのである。大體、この紀元前四世紀のシケリアの革命に關して、後代の史家や傳記家の資料と成り得た人々を列舉すれば、ピリストス、エプロロス、テオポムポス、ティモニデス、アタニス、ティマイオスなどである。(cf. E. Meyer, op. cit., III, S. 285 ff.) 而して、プルタルコスは是等の史家を全部利用したと認め得られ、兎も角彼は彼等を蔑らすその著作中に指名的に引用してゐるのである。他方、ネポスはどうかと云ふに、既に指摘されたやうに、彼に於ては『資料調達の爲の典據の周匝な研究などは考へられ得ない』(Schanz-Hosius, op. cit., S. 358) のではあるが、兎も角彼はその「タルキビアデス傳」(XI, 2) に於ては、テオポムポスとティマイオスに就て『私は是等を典據として書いた』Quae supra scriptimus 云々と聲明して居り、更に、前者は「イピイクラテス傳」(III, 2) にも引用してゐる。

然し、ディオドロス (XVI, 71, 3) に依れば、テオポムポスのシケリア史は「ディオニウシオス一世の即位より」、ディオニウシオス二世の逃亡迄であつたと云はれるのみならず、ブルタルコスはその「ディオン傳」に於て、ティマイオスは甚だ重用しながらテオポムポスは僅かに一度だけ (XXIV, 5)、然も純粹に傳説的な物語の典據として、引用してゐるのみなのである。更に、ブルタルコスとネポスの兩ディオン傳に共通せる敍述のうち、ディオニウシオス一世の毒殺の事情に就ては、ブルタルコスはティマイオスに據ると明かに述べてゐるのである。他面、テオポムポスの人物に就て云へば、彼はプラトンと謂はば對蹠的立場に在つたイソクラテスの弟子であつて、その歴史に於ては『イソクラテス的特性が決定的であり』 (J. B. Bury, *The ancient Greek historians*, 1909, p. 165)、又、キオスの人間であつた彼は『アテナイに歸して、寡頭主義的政治的傾向を繼承してゐた』 (U. v. Wilamowitz-Moellendorff, *Die griechische Literatur des Altertums*, 1924, S. 116) のみならず、『プラトンを凌がうと欲してゐた』のであつて、從つて、彼は到底プラトン的見方を首肯する事は出來なかつたであらうと信ぜられる。然も、先に指摘したるが如く、ネポスはブルタルコスと共に、シケリアの革命に關しては全體としてプラトン的觀點に立て眺めてゐる、と云ふのである。是等の諸點を顧慮するならば、先の是等兩者の共通的資料としては、結局タウロメニオンのティマイオスのみが擧げられると云はねばならぬ。(cf. C. Clasen, *Untersuchungen über Timaios von Tauromenion*, 1883, S. 67)

以上と關聯して一言觸れて置き度いのであるが、人或はネポス自身が言明せる所 (Dion, III, 2) よりして、彼がピリリストスの歴史をも參照したであらうと推定するかも知れないが、少くとも「ディオン傳」の關する限り、上述のテオポムポスに就て云はれたと同様な理由に依つて、唯々先にプルタルコスの記述との撞着に關して暗示された場合を除いて、是は全體として不可能であると云はざるを得ない。

以上に依つて、筆者は、推定が妥當化される限り、プルタルコス及びコルネリウス・ネポスとタウロメニオンのティマイオスとの關聯を明瞭ならしめ得たと考へるが、次いでティマイオスとプラトンとのそれを明確にしなければならない。

ギリシャ史の凡ゆる年代をオリュムピアスに統一した事を以て有名なこのティマイオスは、シケリアのタウロメニオンに紀元前三百四十年の頃に生れ、三百七年の頃アガトクレスに追放されて後二百五十六年の死に至る迄、その生涯の大部分をアテナイに送つたと云はれてゐる。 (cf. J. B. Bury, op. cit., p. 168) 彼の歴史に就ては種々なる非難や酷評が下されるにしても、兎も角それが後代の人達の知識にとつて『一の無盡藏の寶庫』(E. Meyer, op. cit., III, S. 288) と成つたと云はれるほど、彼はその歴史を編むに當つて凡そ可能な全ての文獻を涉獵したものと信せられる。従つて、プラトンの死後幾許もなく斯くも長くアテナイに滯留した彼が、プラトンの書簡集を看過した筈はないと思はれるのである。特に、プルタルコス自身に依つてすむ(Dion, XXXVI, 1) 難せられてゐるやうに、彼は反僭主主義者であつた

から、該書簡集は彼に依つて利用されるを得なかつたに相異ない。斯かる外面的事情より推しても、該書簡がティマイオスの史料の極めて有力な一員と成り、それがネポス及びプルタルコスに繼承されたと推定されるのである。既に反復したるが如く、プルタルコスもネポスも共に四世紀のシケリア革命の根柢に就ては、著しくディオン並にプラトンの立場に同情的な敍述を行つてゐる。プルタルコスは云ふ迄もなくプラトンの書簡集より直接に斯かる見方に到達したのであらうが、ネポスは恐らくティマイオスを通じて斯かる記述をせざるを得なかつたものと推定される。而して、ティマイオスが斯かる革命當初の事態の云はば内的洞察を獲得した典據は、該書簡集を措いて外には考へられ得ないのである。殊に『僭主政治を止めてシウラクサイ人に自由を返す』 *tyrannidis facere finem libertate inque reddere Syracusanis* (III, 3) との言葉と第七書簡 (e. g. 336A) の敍述との殆んど文字通りの合致、プラトンの再度のシケリア訪問に關する兩者の驚くべし一致 (Nepos, Dion, II, 2 ff.; Epist., VII, 327A-E)、などは以上の觀察を強く裏書してゐると言つてよいと思ふ。

云ふ迄もなく、その推論の運びに不備があり、殊にティオドロスの如き重要な史家を便宜上とは云へ論外に置きたるが如く、その論議の資料に極めて整はあるもののある事は、筆者自らが深き遺憾の念を以て自認する所であるが、兎も角以上の小論に依つて、筆者はプラトンの書簡なるものが如何に古代のシケリア史家乃至傳記家の資料並に典據に用ひられたかを確定せんと試みた心算である。而して、假

りに斯かる系統が明確に辿られ得るものとすれば、吾人はプラトン自身が、且つ彼の思想が、その四世紀のシケリア革命に於て、如何に重且つ大なる役割を演じたかを確認しなければならないのであつて、筆者は斯かる史觀へ識者の注意を喚起せん事を合せ意圖したのであつた。